



# 宮 崎 県 公 報

令和5年7月24日(月曜日) 第426号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同

意…………… (水産政策課) 1

### 公 告

- 家畜人工授精講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 1
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 1
- 土地改良区連合の役員の就任の届出…………… ( “ ” ) 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 546号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年7月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和5年5月17日
発起人の住所及び氏名	日向市 有限会社富丸水産 代表取締役 富山 昇 日向市 有限会社とべしま丸水産 代表取締役 児玉 才樹
加入区 の 名 称	日向市加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区
区 分	日向市梶木町及び平岩の地区以外の者が行う総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、大型定置漁業及び小型定置漁業

## 公 告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項に規定する令和5年度の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年7月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 開催期日  
令和5年10月25日(水曜日)から11月30日(木曜日)まで
- 2 開催場所  
県立農業大学校(児湯郡高鍋町大字持田5733番地)
- 3 家畜の種類  
牛
- 4 受講申込手続
  - (1) 受講願書の受付期間  
令和5年7月25日(火曜日)から8月25日(金曜日)まで
  - (2) 受講願書の提出先  
最寄りの家畜保健衛生所
  - (3) 受講願書の提出  
所定の受講願書に最近3か月以内に撮影した顔写真(縦5センチメートル、横4センチメートル)2枚を添付して提出すること。
- 5 受講手数料  
33,000円(受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 6 その他
  - (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会(東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070)発行の家畜人工授精講習会テキスト(家畜人工授精編)を使用するのであらかじめ準備すること。
  - (2) この講習会に関する問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課(電話0985-26-7139)にすること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宮原堰土地改良区(延岡市)から令和5年5月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年7月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、金丸堰土地改良区連合(新富町)の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和5年7月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	齋 藤 隆 文	児湯郡新富町大字新田8264番地

(任期：令和6年3月31日まで)